

【後期 第一問】

2003年10月12日の夜20時頃、甲は自動車を運転中に帰宅途中のA女を見かけ、同女を姦淫する目的で、家まで乗せてやると欺き自動車に乗せて人通りの少ない地域に赴き、嫌がる同女を無理やり降車させた上、近くの草地内に引っ張り込み同女を姦淫した。その後、甲は犯行が発覚することを防止するため、同女の殺害を決意し、その首を絞めて窒息死させ、その死体を特に草が生い茂った場所に隠したが、その際同女の腕から同女所有の腕時計1個(価格約2万円)をもぎ取ってその場から離れた。

甲が離れて2時間ほどしてからたまたま通りかかった乙は、草むらの中にキラリと光るものを見つけ草をかき分けたところA女の死体を発見した。乙はAの会社の同僚でありかつ元恋人であったが、自分を振って結婚したA女とその夫Bのことを快く思っていなかった。そこで、乙はAの左手薬指で光を放つ指輪(価格約10万円)を外して持ち帰り、売り払った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

参考判例:最高裁昭和41年4月8日判決